

○国土交通省告示第 号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）別表の備考二の規定に基づき、国土交通大臣が定める市町村の区域を次のように定める。

令和 年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

道路法施行令別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域

道路法施行令別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域は、次のとおりとする。

一 第一級地 都の特別区の存する区域並びにさいたま市、川口市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、流山市、浦安市、立川市、武藏野市、三鷹市、東京都府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、名古屋市、向日市、長岡京市、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、大阪府泉南郡田尻町、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、広島県

安芸郡府中町、福岡市、春日市、那霸市、宜野湾市、浦添市及び沖縄県中頭郡北谷町の区域をい
う。

二 第二級地 札幌市、仙台市、塩竈市、多賀城市、守谷市、群馬県邑楽郡大泉町、川越市、所沢
市、春日部市、狭山市、上尾市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、
坂戸市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、埼玉県北足立郡伊奈町、同県入間郡三芳町、同県南埼玉郡
宮代町、同県北葛飾郡松伏町、千葉市、野田市、柏市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道
市、八王子市、青梅市、武蔵村山市、あきる野市、東京都西多摩郡瑞穂町、相模原市、横須賀市
、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、神奈川県三浦郡葉山町、同県高座郡
寒川町、同県中郡大磯町、同郡二宮町、同県足柄上郡大井町、同郡開成町、同県愛甲郡愛川町、
金沢市、野々市市、甲府市、山梨県中巨摩郡昭和町、岐阜市、各務原市、瑞穂市、岐阜県羽島郡
岐南町、同郡笠松町、同県本巣郡北方町、三島市、富士市、焼津市、静岡県駿東郡清水町、同郡
長泉町、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷
市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稻沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾
張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市、長久手市
、愛知県愛知郡東郷町、同県西春日井郡豊山町、同県丹羽郡大口町、同郡扶桑町、同県海部郡大
治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、同県知多郡東浦町、同郡武豊町、四日市市、三重県三重郡朝日

町、同郡川越町、草津市、守山市、栗東市、京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、京都府乙訓郡大山崎町、同府久世郡久御山町、同府相楽郡精華町、岸和田市、高槻市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、大阪府三島郡島本町、同府泉北郡忠岡町、同府泉南郡熊取町、神戸市、明石市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、兵庫県加古郡播磨町、奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、奈良県生駒郡三郷町、同郡斑鳩町、同県磯城郡川西町、同県北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、和歌山市、岡山県都窪郡早島町、広島市、広島県安芸郡海田町、同郡坂町、徳島市、徳島県板野郡北島町、同郡藍住町、香川県綾歌郡宇多津町、北九州市、中間市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、福岡県糟屋郡宇美町、同郡志免町、同郡須恵町、同郡新宮町、同郡粕屋町、同県遠賀郡水巻町、熊本市、糸満市、沖縄市、豊見城市、沖縄県中頭郡読谷村、同郡嘉手納町、同郡北中城村、同郡中城村、同郡西原町、同県島尻郡与那原町及び同郡南風原町の区域をいう。

三 第三級地 函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、青森市、八戸市、盛岡市、岩手県紫波郡矢巾町、名取市、岩沼市、富谷市、宮城県柴田郡大河原町、同郡柴田町、同県宮城郡七ヶ浜町、同郡利府町、秋田市、山形市、天童市、福島市、郡山市、水戸市、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、ひたち

なか市、鹿嶋市、神栖市、つくばみらい市、茨城県東茨城郡大洗町、同県那珂郡東海村、同県稻敷郡阿見町、同県猿島郡五霞町、同郡境町、宇都宮市、足利市、佐野市、小山市、下野市、栃木県河内郡上三川町、同県下都賀郡壬生町、同郡野木町、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、群馬県北群馬郡榛東村、同郡吉岡町、同県吾妻郡草津町、同県佐波郡玉村町、同県邑楽郡明和町、同郡千代田町、同郡邑楽町、熊谷市、行田市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、幸手市、日高市、埼玉県入間郡毛呂山町、同県比企郡滑川町、同郡嵐山町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡鳩山町、同県児玉郡上里町、同県大里郡寄居町、同県北葛飾郡杉戸町、鎌子市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、市原市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、大網白里市、千葉県印旛郡酒々井町、同県長生郡一宮町、東京都西多摩郡日の出町、三浦市、南足柄市、神奈川県足柄上郡中井町、同郡松田町、同県足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町、新潟市、燕市、新潟県北蒲原郡聖籠町、富山市、高岡市、魚津市、射水市、富山県中新川郡舟橋村、小松市、白山市、能美市、石川県河北郡内灘町、福井市、敦賀市、鯖江市、富士吉田市、南アル普ス市、甲斐市、笛吹市、中央市、山梨県南都留郡山中湖村、同郡富士河口湖町、長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、茅野市、塩尻市、千曲市、長野県北佐久郡軽井沢町、同県諏訪郡下諏訪町、同県上伊那郡南箕輪村、同県上高井郡小布施町、大垣市、多治見市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、可児市、岐阜県不破郡垂井町、同県安八郡神戸町、同

郡輪之内町、同郡安八町、同県揖斐郡大野町、同郡池田町、同県加茂郡坂祝町、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、磐田市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、菊川市、伊豆の国市、静岡県田方郡函南町、同県駿東郡小山町、同県榛原郡吉田町、豊田市、西尾市、常滑市、愛西市、弥富市、愛知県知多郡阿久比町、同県額田郡幸田町、津市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、名張市、三重県桑名郡木曽岬町、同県員弁郡東員町、同県三重郡菰野町、大津市、彦根市、近江八幡市、野洲市、湖南市、滋賀県愛知郡愛荘町、同県犬上郡豊郷町、舞鶴市、亀岡市、木津川市、京都府綴喜郡井手町、大阪府豊能郡豊能町、同府泉南郡岬町、同府南河内郡太子町、同郡河南町、姫路市、赤穂市、三木市、小野市、三田市、兵庫県加古郡稻美町、同県神崎郡福崎町、同県揖保郡太子町、天理市、桜井市、葛城市、奈良県生駒郡平群町、同郡安堵町、同郡三宅町、同郡田原本町、有田市、御坊市、岩出市、和歌山県日高郡美浜町、米子市、境港市、鳥取県西伯郡日吉津村、岡山市、倉敷市、玉野市、浅口市、岡山県浅口郡里庄町、吳市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市、広島県安芸郡熊野町、宇部市、防府市、下松市、光市、山口県玖珂郡和木町、小松島市、徳島県名西郡石井町、同県板野郡松茂町、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、香川県仲多度郡琴平町、同郡多度津町、松山市、新居浜市、愛媛県伊予郡松前町、高知市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、宗像市、福津市、糸島市、那珂川市、福岡県糟屋郡篠栗町、同郡久山町、同県遠賀郡

芦屋町、同郡岡垣町、同郡遠賀町、同県三瀬郡大木町、同県京都郡苅田町、同県築上郡吉富町、佐賀市、鳥栖市、佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、同県三養基郡基山町、同郡上峰町、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、長崎県西彼杵郡長与町、同郡時津町、荒尾市、合志市、熊本県玉名郡長洲町、同県菊池郡菊陽町、同県上益城郡嘉島町、同郡益城町、大分市、別府市、宮崎市、鹿児島市、石垣市、名護市、うるま市、南城市、沖縄県国頭郡恩納村、同郡金武町及び同県島尻郡八重瀬町の区域をいう。

四 第四級地 鈴鹿市、帶広市、登別市、北海道伊達市、石狩市、北斗市、同道龜田郡七飯町、同道虻田郡俱知安町、同道岩内郡岩内町、弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、青森県南津軽郡藤崎町、同郡田舎館村、同県上北郡野辺地町、同郡おいらせ町、北上市、奥州市、滝沢市、岩手県紫波郡紫波町、同県胆沢郡金ヶ崎町、石巻市、気仙沼市、角田市、東松島市、大崎市、宮城県亘理郡亘理町、同県宮城郡松島町、同県黒川郡大和町、同郡大衡村、同県遠田郡美里町、能代市、潟上市、秋田県南秋田郡八郎潟町、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、長井市、東根市、南陽市、山形県東村山郡山辺町、同郡中山町、同県西村山郡河北町、同県東田川郡三川町、会津若松市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、福島県伊達市、本宮市、同県伊達郡桑折町、同郡国見町、同県安達郡大玉村、同県岩瀬郡鏡石町、同県河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、同県西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡矢吹町、同県田村郡三春町

、同県双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同県相馬郡新地町、石岡市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、潮来市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、小美玉市、茨城県東茨城郡茨城町、同県稻敷郡美浦村、同郡河内町、同県結城郡八千代町、同県北相馬郡利根町、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、栃木県芳賀郡益子町、同郡市貝町、同郡芳賀町、同県塩谷郡高根沢町、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、群馬県甘楽郡甘楽町、同県邑楽郡板倉町、秩父市、埼玉県入間郡越生町、同県比企郡小川町、同郡ときがわ町、同県秩父郡横瀬町、同郡長瀬町、同県児玉郡美里町、同郡神川町、館山市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、千葉県印旛郡栄町、同県香取郡神崎町、同郡東庄町、同県山武郡九十九里町、同郡芝山町、同郡横芝光町、同県長生郡睦沢町、同郡長生村、同郡白子町、同県夷隅郡御宿町、同県安房郡鋸南町、東京都小笠原村、神奈川県足柄上郡山北町、同県愛甲郡清川村、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、南魚沼市、胎内市、新潟県西蒲原郡弥彦村、同県南蒲原郡田上町、同県南魚沼郡湯沢町、同県刈羽郡刈羽村、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、富山県中新川郡上市町、同郡立山町、同県下新川郡入善町、同郡朝日町、七尾市、加賀市、羽咋市、かほく市、石川県能美郡川北町、同県河北郡津幡

町、同県鹿島郡中能登町、小浜市、あわら市、越前市、坂井市、福井県吉田郡永平寺町、同県大飯郡高浜町、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、上野原市、甲州市、山梨県西八代郡市川三郷町、同県南巨摩郡富士川町、同県南都留郡西桂町、同郡忍野村、同郡鳴沢村、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、佐久市、東御市、安曇野市、長野県北佐久郡御代田町、同県諏訪郡富士見町、同郡原村、同県上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡宮田村、同県下伊那郡松川町、同郡高森町、同県東筑摩郡山形村、同郡朝日村、同県北安曇郡池田町、同郡松川村、同郡白馬村、同県埴科郡坂城町、閑市、中津川市、美濃市、瑞浪市、山県市、本巣市、海津市、岐阜県養老郡養老町、同県不破郡関ヶ原町、同県加茂郡富加町、同郡川辺町、同県可児郡御嵩町、島田市、下田市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、静岡県賀茂郡東伊豆町、同県周智郡森町、新城市、田原市、愛知県知多郡南知多町、同郡美浜町、松阪市、尾鷲市、龜山市、いなべ市、志摩市、伊賀市、三重県多気郡明和町、同県度会郡玉城町、長浜市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、滋賀県蒲生郡日野町、同郡竜王町、同県犬上郡甲良町、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、京都府綴喜郡宇治田原町、同府与謝郡与謝野町、大阪府南河内郡千早赤阪村、洲本市、相生市、豊岡市、西脇市、加西市、丹波市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、兵庫県川辺郡猪名川町、同県神崎郡市川町、五條市、御所市、奈良県高市郡高取町、同郡明日香村、同県吉野郡大淀町、海南市、橋本市、新宮市、紀の川市、和歌山県有田郡湯浅

町、同県有田郡有田川町、同県西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同県東牟婁郡太地町、鳥取市、倉吉市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、同郡琴浦町、同郡北栄町、松江市、出雲市、津山市、笠岡市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、岡山県小田郡矢掛町、同県勝田郡勝央町、竹原市、三原市、広島県府中市、東広島市、江田島市、下関市、山口市、岩国市、柳井市、周南市、山陽小野田市、山口県熊毛郡田布施町、同郡平生町、鳴門市、阿南市、吉野川市、阿波市、徳島県板野郡板野町、同郡上板町、觀音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、香川県木田郡三木町、同県香川郡直島町、同県綾歌郡綾川町、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、伊予市、四国中央市、東温市、愛媛県伊予郡砥部町、南国市、土佐市、香南市、高知県安芸郡田野町、豊前市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、福岡県鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、同県嘉穂郡桂川町、同県朝倉郡筑前町、同県三井郡大刀洗町、同県八女郡広川町、同県田川郡香春町、同郡糸田町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡福智町、同県築上郡築上町、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、神埼市、佐賀県三養基郡みやき町、同県西松浦郡有田町、同県杵島郡大町町、同郡江北町、同郡白石町、諫早市、雲仙市、南島原市、長崎県東彼杵郡川棚町、同郡波佐見町、同県北松浦郡佐々町、八代市、人吉市、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、熊本県菊池郡大津町、同県阿蘇郡西原村、同県上益城郡御船町、同県八代郡氷川町、中津市、臼杵市、津久見市、由布市、大分県速見郡日出町、都城市、延岡市、日向市、西都市、宮崎県北諸県郡三股町、同県

東諸県郡国富町、同県児湯郡高鍋町、同郡新富町、同県東臼杵郡門川町、鹿屋市、出水市、指宿市、霧島市、いちき串木野市、奄美市、姶良市、鹿児島県大島郡瀬戸内町、同郡龍郷町、宮古島市、沖縄県国頭郡今帰仁村、同郡本部町、同郡宜野座村、同郡伊江村、同県島尻郡渡嘉敷村及び同郡座間味村の区域をいう。

五 第五級地 市町村の区域で第一級地、第二級地、第三級地及び第四級地以外のものをいう。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（関係告示の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 平成二十五年国土交通省告示第千百二十八号
- 二 平成二十九年国土交通省告示第二十八号
- 三 令和元年国土交通省告示第五百六十号
- 四 令和四年国土交通省告示第千二百六十三号